

議案第14号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年8月29日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 休日夜間急病診療所の項中

「

薬剤師	日額	24,600円	
看護師	日額	10,560円	
歯科衛生士	日額	10,560円	
事務員	日額	8,050円	

」を

「

薬剤師	日額	24,600円	
-----	----	---------	--

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。